追加費用と工期延伸請求への対応

草柳 俊二

■第1条第12項の分析

第1条最終第12項は共同企業体に関るもので以下の内容となっています。

「受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない」。

このように条項内容は共同企業体の連帯責任と、リーダー企業に課される情報管理の透明性を規定したものになっています。リーダー企業は発注者との意思疎通の全てを企業体構成企業に即刻開示することが求められています。ここで、共同企業体に関し日本と海外の相違点を述べておくことにします。

①日本では共同企業体をJV（Joint venture）と言いますが、JVは構成割合に応じて各企業が当該工事に限定して経営資源を拠出する形態であり、日本で「甲型」と呼ばれているものです。一方、構成企業が工区を分け、それぞれが自身の経営資源を使い責任を持って工事を遂行する形態、いわゆる「乙型」の場合はコンソーシアム（Consortium）となります。

②海外における共同企業体は、1社ではリスク対応力や工事遂行能力が不足するといった場合に構成されるもので、日本で見られるような大手企業から中小企業への技術移転や、受注配分といった目的や理由で構成されることはありません。

③日本国内の共同企業体にはリーダー企業が必要とする経費や報酬を支払うシステムが見られません。国際工事では、通常、入札時に構成企業がリーダー企業経費（リーダーズ・フィー＝通常は報酬も含み契約額の1％から2％程度）を決定しリーダーとなる企業にその対価を支払う方法が取られています。

共同企業体のリーダーは発注者に対して工事遂行の全責任を負うわけで、その対価は企業体の適切な運営、透明性確保といった面でも不可欠なものとなります。こういった意味から考えると、我が国でも真剣にリーダーズ・フィーの導入を考えるべきと思います。なお、日本では共同企業体の幹事企業を「スポンサー」と呼んでいますが、スポンサーは支援者や資金提供者の意味であり、国際工事ではリーダーと言います。

■第2条（関連工事の調整）の分析

第2条は追加費用と工期延伸請求問題に対応する上で極めて重要な条項であり、以下の内容となっています。

「発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第3者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第3者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない」。

このように現場で発生する組織間の問題調整は、発注者が自身の責任において行うことが規定されていて、受注者は発注者の調整事項に協力する義務を持つことになります。

しかし現場では、発注者や監督員が受注者に対し「企業者間で調整して欲しい」と要求するケースが多くみられます。こういった場合、受注者が取るべきことを考えてみましょう。この要求に応えて受注者が他工区の企業や設計者と、或いは第3者と直接調整を行った場合、追加費用や工期延伸が必要になっても受注者には請求権は担保されません。

理由は契約変更ガイドラインの設計変更不可の第1項「設計図書に条件明示のない事項において、発注者と『協議』を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合」に該当し、第3項「『承諾』で施工した場合」にも該当することになるからです。

しかし、発注者側からの「企業者間で調整して欲しい」という要求が「指示」であった場合は異なります。指示に従った調整となるので、受注者側に追加費用や工期延伸の請求権利が生まれることになります。留意すべきは指示として確定した場合においても、調整が求められる問題の実態を発注者側に確認してもらっておかなければなりません。また、発注者側からの「指示」も書面によるものでなければならないということになります。

さて、この条項の「必要があるときは」という言葉ですが、これは発注者だけでなく、受注者、第3者の企業、或いは地域住民等、誰かが必要であると認めれば発注者による調整の対象事項となります。

より複雑な問題は受注者が設計者と直接調整を行い、設計業務を肩代わりした場合です。受注者は追加費用や工期延伸の請求権を失うだけでなく、設計責任をも負うことになってしまうのでくれぐれも正しい対応が必要です。

（高知工科大名誉教授、東京都市大客員教授）＝次回掲載予定は9月20日

内訳書と工程表に関する理解

草柳 俊二

■第3条（請負代金内訳書及び工程表）の分析 その（1）

第3条は追加費用と工期延伸問題を解決する基盤となる極めて重要な条項となりますのでしっかり分析していく必要があります。この条項は（A）と（B）の2種類が用意されていて（A）は以下の内容です。

「1．受注者は、設計図書に基づいて請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

2．内訳書及び工程表は、この約款の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。注＝（A）は、契約内容に不確定要素の多い契約等に使用する。」

一方、（B）の内容は、「1．受注者は、この契約締結後○日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2．内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。注：発注者が内訳書を必要としない場合は、内訳書に関する部分を削除する。」

第3条は本年7月末に第7条が改定され1項追加されていますがこれは後に述べるとして、（A）と（B）の内容と相違点を整理してみましょう。

①どちらの条項も基本的考えは内訳書及び工程表には契約的拘束力がないとしている。

②（A）は受注者に請負代金内訳書の提出と共に発注者から承認を得る義務を課しているが（B）は提出義務のみで承認取得義務には言及していない。

③（A）には内訳書と工程表の提出期限設定がないが（B）は期限設定がなされている。

④（B）は発注者が内訳書を求めない場合を想定している。

条項（A）と（B）の選択実態を見てみると、国土交通省の契約約款は（A）を使用しており、都道府県、市町村、道路や鉄道関連企業等の契約約款は（B）を採用しています。また、市町村の約款は大半が内訳書を求めないものになっています。

（A）と（B）の選択は注記にあるように「契約内容の不確定要素の量」であり、実施工事の諸条件によるはずなのに、発注機関によって区分されています。なぜそうなったのかはっきりしません。

（A）の「発注者から承認を得る義務」ですが、実は公共工事標準請負契約約款の中で「承認」という言葉が使われているのはこの条項だけで、他の条項は全て「承諾」になっています。

「承認」と「承諾」の相違については、この連載の15で分析しましたが、（A）でわざわざ発注者側に応分の責任を問う「承認」という言葉を使用しているのは何故でしょう。その理由は後で分析することにします。

■完備契約と不完備契約

内訳書と工程表は契約履行において極めて重要なのに、なぜ、契約的拘束力を持たせないようにしているのでしょう。契約約款の解説書ではその理由を以下のように述べています。

「公共工事の請負契約にあっては、通常、総額による請負契約を締結する方法（総価契約）がとられており、単価契約がとられない限り、内訳書に記載された個々の工種ごとの数量、単価は全体として請負代金の中に包含されるものであって、請負代金の総額で請負者が工事を施工すればよいとされている以上、個々の工種ごとの数量、単価等約定することは、かえって誤解を招くばかりか総価主義の考え方に反することになる」

さらに、工程表に関しては「請負者は、全体の工期内に工事を完成する義務を負うだけで、個々の工種毎にその工種を一定の期日までに完成させる義務を負うものではない」と記しています。この解説は民法上の総価契約の解釈を基にしているようですが、建設工事の実態が考慮されていません。

建設工事は数百、数千の工種から成り立っており、各工種を作業環境、自然環境、社会環境等の変化に適合させながらバランスよく遂行して行かなくてはなりません。従って建設契約には「変更の発生」という前提が不可避となるわけです。

契約は二つの分野に大別されます。第1分野は想定される事態や事象が特定可能であり、それらの事柄を勘案して解決方法を設定することが出来る契約です。第2分野は想定される事態や事象の特定が困難なため、直接的な解決方法を設定することが出来ず発生事象を確認したうえで対応を特定して行く形態の契約です。

国際社会では前者の分野に属す契約を完備契約（Complete contract）と呼び、後者の分野の契約は不完備契約（Incomplete contract）と呼んでおり、建設契約は「不完備契約」の典型として認識されています。

こういった建設契約の特性を踏まえて、FIDIC約款は総価一式請負契約でも、内訳書を契約図書の1部とし、工程表に加え施工計画書も実質的に契約的拘束力を持つものと位置づけているのです。

（高知工科大名誉教授、東京都市大客員教授）

＝次回掲載予定は10月4日